

広島県告示第九百十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

令和四年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字上津田、世羅郡世羅町大字中、世羅郡世羅町大字下津田

移出入を禁止する区域

三原市大和町篠、三原市大和町蔵宗、三次市有原町、三次市三若町、三次市石原町、三次市海渡町、三次市上田町、三次市三和町敷名、三次市三和町上巻、三次市三和町有原、三次市三和町上板木、三次市三和町飯田、三次市三和町下板木、三次市三和町大力谷、三次市三和町羽出庭、三次市三和町福田、三次市吉舎町徳市、三次市吉舎町辻、三次市吉舎町檜、三次市吉舎町吉舎川之内、東広島市豊栄町吉原、東広島市豊栄町飯田、東広島市豊栄町清武、東広島市豊栄町安宿、安芸高田市甲田町高田原、世羅郡世羅町大字長田、世羅郡世羅町大字小国、世羅郡世羅町大字黒川、世羅郡世羅町大字吉原、世羅郡世羅町大字山中福田、世羅郡世羅町大字津口、世羅郡世羅町大字黒渕、世羅郡世羅町大字徳市